令和5年度 内部質保証に係る 体制及び取組等の改善シート

令和5年9月 福井大学 全学内部質保証委員会

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する基本方針の一部 改正
実施組織	教育内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	【令和4年1月】 教育活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証し、その 改善を図ることを目的に定めた「国立大学法人福井大学教育の内 部質保証に関する基本方針(令和2年2月19日役員会決定)」に ついて、教育内部質保証委員会では、以下の指摘があった。 1)教育の内部質保証の具体的な目的が明確でない 2)第4項「教育活動に係る自己点検・評価、外部評価、第三者評 価の実施」、並びに第5項「自己点検・評価、外部評価、第三 者評価結果に基づく改善」における記載が、他の規程等と重複 しており、さらに実際の取組内容が分かりにくい
具体の改善状況	【令和5年5月11日】指摘事項について、 1)教育の内部質保証の具体的な目的として、「学生の学びのため」を明確化した 2)これまでの取組を踏まえ、関係する取組をよりわかりやすく整理したこれに伴い、「国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する基本方針」の第2項、第4項、第5項を改正した。 参考資料:新旧の基本方針審議日程: (審議)令和5年5月11日(木)教育内部質保証委員会(報告)令和5年6月22日(木)全学内部質保証委員会(審議)令和5年7月4日(火)教育研究評議会(審議)令和5年7月19日(水)役員会
全学内部質保証委員会による確認	【令和5年9月19日】 対応状況を確認した。

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	「国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する要項」及び関
平 切	連ガイドラインの一部改正
実施組織	教育内部質保証委員会
	1) 令和4年度の大学機関別認証評価受審も踏まえ、令和5年3月に
	一部改正された「福井大学内部質保証規程」との齟齬を修正し、整合
改善等が必要と認	性を図るため「国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する要
められる事項/	項」を改正する必要があった。
評価を担当する理	2) 令和3年度の自己点検・評価(教育課程レビュー)及び令和4年
事からの指摘事項	度の自己点検・評価(モニタリング)の実施,並びに令和4年度の大
	学機関別認証評価受審を受け、教育の内部質保証に関する各ガイドラ
	インを見直す必要があった。
	1)上位規程である「福井大学内部質保証規程」の一部改正に合わせ、
	「福井大学教育の内部質保証に関する要項」を見直し、整合性を図る
	ための改正を行った。
	・改正後の「福井大学教育の内部質保証に関する基本方針」に
	基づき、「学生の学びのための」と趣旨を明確化
	・全学内部質保証委員会との関連性を明確化
	・別記第1の点検・評価の実施組織を実態に合わせ修正
	2) これまでに実施した自己点検・評価での意見等も参考とし、「学位
	授与方針等の確認等に関するガイドライン」、「教育課程の点検・評価
	(モニタリングとプログラム・レビュー) に関するガイドライン」及
	び「全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン」の
具体の改善状況	内容を見直し、「福井大学教育の内部質保証に関する要項」の改正と
	の整合性も含め、改正を行った。
	・モニタリング実施から報告、教育内部質保証委員会での検証
	の流れを明確化
	・実施部局の改善・向上への取組みと、その結果等の教育内部
	質保証委員会への提出までの流れを明確化
	・全学テーマ別自己点検・評価の対象から「学生受入れ」を外
	し、教育課程の点検・評価(プログラム・レビュー)の点検
	項目として追加
	・点検項目及び報告様式の見直し
	参考資料:新旧の要項及び関連ガイドライン
	審議日程:令和5年5月11日(木) 教育内部質保証委員会
全学内部質保証委	【令和5年9月19日】
員会による確認	対応状況を確認した。

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	「国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針」の一部改 正
実施組織	全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	【令和4年12月】 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針において、「自己点検・評価,外部評価及び第三者評価結果に基づく改善」について規定しているが、全学内部質保証委員会における審議の後、評価結果の確定には役員会等の議を経る必要があり、部局等における具体の改善の着手までに時間を要している。
具体の改善状況	【令和5年3月】 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針を一部改正し、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価について、全学内部質保証委員会が重大な課題や改善事項等がないと判断し、学長が認めた場合には、以後の必要な法定会議へは報告することに代えることとし、審議プロセスを簡便にし、質保障の観点から、PDCAによる改善に早く着手することを可能とした。 審議日程:2月20日(月)全学内部質保証委員会3月2日(木)教育研究評議会3月20日(月)役員会
全学内部質保証委 員会による確認	【令和5年9月19日】 対応状況を確認した。

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	福井大学全学自己点検・評価実施要項の一部改正
実施組織	全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	【令和4年12月】 全学の自己点検・評価の実施について必要な事項を定めた「福井大学全学自己点検・評価実施要項(令和3年3月22日学長裁定)」第2条では、全学の自己点検・評価として、以下のとおり定めている。 (1) 教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価(2) 中期目標・中期計画の進捗・達成状況に係る自己点検・評価 イ 中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価 ロ 中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検・評価 ロ 中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検・評価 (3) 機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価 (4) 教育の質保証に係る自己点検・評価 しかしながら、第4期中期目標期間における法人評価の変更に対応するため、「中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価」において、中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価」において、中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検・評価」の目的が重複することとなった。さらに、当該自己点検・評価は中期計画の取り纏め部局等の自己点検に基づく自己点検・評価であり、情報の共有化など、その役割を十分果たすことが期待できた。以上のことから、「中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検・評価」の実施について、検討が必要。
具体の改善状況	【令和5年3月】 1) 全学の自己点検・評価として、「中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検・評価」を実施しないこととした。 2) 実施体制として、上記第2条第3号イにあってはIR室が、第2号ロにあっては内部質保証実施小委員会が実施するものとしていたが、第2号ロの廃止に伴い、第2号イにあっては内部質保証実施小委員会が実施することとした。これに伴い、「福井大学全学自己点検・評価実施要項」の第2条、第3条、第4条を改正した。併せて、「福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン」を一部改正した。 参考資料:新旧の要項

	審議日程: 2月20日(月)全学内部質保証委員会 3月2日(木)教育研究評議会 3月20日(月)役員会
全学内部質保証委員会による確認	【令和5年9月19日】 対応状況を確認した。

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項、及びセンター等の評価に関するガイドラインの一部改正
実施組織	全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	【令和4年12月】 当該要項に沿って、令和3及び4年度において、複数のセンター等の自己点検・評価を実施し、その評価結果等を全学内部質保証委員会において審議した際に、以下の課題が見つかった。 1)センター等の自己点検・評価における「センター等の自己点検・評価基準」の中に昨今重要視されている「内部質保証」に関する基準等がない、また、基準の中に重複があり、自己点検・評価が効率よく実施できない。 2)要項第9条第2項により、外部評価を実施しないセンター等について、その自己点検・評価結果をあらためて全学内部質保証委員会で評価することになっているが、そのことが明確化されていない。 3)「センター等の評価に関するガイドライン」に示した全学内部質保証委員会による上記の評価の手順(意見の取り纏めを含め)が煩雑であり、評価結果がまとめづらい。
具体の改善状況	【令和5年2月】 1)当該要項で定める「センター等の自己点検・評価基準」に以下のように内部質保証に係る基準を追加するとともに、重複する基準を整理・統合した。 基準8 内部質保証 8-1 活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制(内部質保証体制)が整備されていること。 8-2 内部質保証体制が有効に機能していること。 8-3 全学テーマ別自己点検・評価に係る点検・評価項目*の基準等が満たされていること。(該当する場合) 2)当該要項に、以下のように、質保証委員会による評価を第9条に追加した。 (質保証委員会による評価) 第9条 外部評価を実施しない評価組織について、質保証委員会は、提出された自己点検・評価報告書等に基づき評価を行う。なお、質保証委員会は、教育に係る評価を教育内部質保

	証委員会,研究に係る評価を研究推進委員会に評価を委託す
	ることができる。
	2 上記の評価の実施等に必要な事項は別に定める。
	3)「センター等の評価に関するガイドライン」に、より具体的な
	評価の手順等を明記し、併せて「意見書」の様式を改訂した。
	参考資料:新旧の実施要項
	新旧のガイドライン
	審議日程:2月20日(月)全学内部質保証委員会
	【令和5年9月19日】
	対応状況を確認した。
全学内部質保証委	
員会による確認	

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	全学の自己点検・評価報告書の概要版の作成
実施組織	IR 室、内部質保証実施小委員会
改善等が必要と認められる事項	【令和5年7月】 1) 本年度、「教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価」及び「中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価」を実施し、それぞれ評価結果を報告書として公表した。他方、自己点検・評価結果は広くステークホルダーに公表することとしているが、評価担当理事より、大部で詳細な報告書ではステークホルダーへの情報発信としては必ずしも適切なツールではないのではないかと指摘された。 2) また、「中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価」において「報告書をHPに掲載するだけでは、各ステークホルダー向けに公表したとはいえない」と指摘された。
具体の改善状況	【令和5年8月】 1) 自己点検・評価の概要、自己点検・評価結果の概要及び関係資料のみを掲載した「概要版」をそれぞれ作成しHP上に掲載した。 2) 作成した「概要版」を各ステークホルダー向けの情報配信サービス connect Ufukui を通じて配信することとした。 参考資料: ・教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価結果の概要 ・中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価結果の概要 審議日程:8月7日(月)全学内部質保証委員会(書面審議)
全学内部質保証委員会による確認	【令和5年9月19日】 対応状況を確認した。